一般財団法人アイジスレガシー財団　定款

第１章　総　則

（名称）
第１条　当法人は、一般財団法人アイジスレガシー財団と称する。
（事務所）
第２条　当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。
（目的）
第３条　当法人は、持続可能な社会の発展を促進するため、非営利事業を行うものを助成し、又は、学生等への奨学金の支給を行い、もって、公益の増進に寄与することを目的とする。
（事業）
第４条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１） 公益を増進する非営利事業に対する助成
（２） 学生等への奨学金の支給等
（３） その他前条の目的を達成するために必要な事業

第２章　資産及び会計

（財産の拠出及びその価額）
第５条　当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。
（１）　設立者　アイジスファミリーオフィス株式会社
現金　３００万円
（基本財産）
第６条　基本財産は、当法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
２　基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
（事業年度）
第７条　当法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月末日までの年１期とする。

（事業計画及び収支予算）

第８条　当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第９条　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

⑴　事業報告

⑵　事業報告の附属明細書

⑶　貸借対照表

⑷　損益計算書（活動計算書）

⑸　貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書

⑹　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

⑴　監査報告

⑵　理事及び監事並びに評議員の名簿

⑶　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

⑷　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（剰余金の不分配）

第１０条　当法人は、剰余金の分配を行わない。

第３章　評議員及び評議員会

第１節　評議員

（評議員）

第１１条　当法人に、評議員３名以上１０名以内を置く。

（選任及び解任）

第１２条　評議員の選任又は解任は、評議員会において行う。
２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
（１）各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。
イ　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族
ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
ハ　当該評議員の使用人
ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者
ヘ　ロからニまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
（２）他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。
イ　理事
ロ　使用人
ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
(1)　国の機関
(2)　地方公共団体
(3)　独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人
(4)　国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人
(5)　地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人
(6)　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第１５号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
３　評議員は、当法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
４　評議員に異動があったときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければ

ならない。

５　評議員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

６　評議員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を評議員に説明しなければならない。

（１）当該候補者の経歴

（２）当該候補者を候補者とした理由

（３）当該候補者と当法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

（４）当該候補者の兼職状況

７　評議員が欠けた場合又は第１１条に定める定数を欠くこととなる場合に備えて、あらかじめ補欠の評議員を選任することができる。この場合の選任に係る決議は、当該決議後最初に開催する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

（任期）

第１３条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第１１条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第１４条　評議員に対し、日当として、１日当たり金１０万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができる。

第２節　評議員会

（構成）

第１５条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第１６条　評議員会は、次の事項について決議する。

⑴　評議員の選任又は解任

⑵　理事及び監事の選任又は解任

⑶　理事及び監事の報酬等の額

⑷　評議員に対する報酬等の支給の基準

⑸　貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の承認
⑹　定款の変更
⑺　残余財産の処分
⑻　基本財産の処分又は除外の承認
⑼　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１７条　定時評議員会は、毎事業年度終了後３か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

（招集権者）

第１８条　評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

２　理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

（招集の通知）

第１９条　理事長は、評議員会の開催日の５日前までに、評議員に対し、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

２　理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、各評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

３　前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議長）

第２０条　評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（決議）

第２１条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

⑴　監事の解任
⑵　評議員に対する報酬等の支給の基準
⑶　定款の変更
⑷　基本財産の処分又は除外の承認
⑸　その他法令で定められた事項

３　評議員会の決議は、代理人による議決権の行使及び書面による議決権の

行使を認めない。ただし、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）を使った議決権の行使は、有効とする。

（決議の省略）

第２２条　理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第２３条　理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第２４条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長が署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

第４章　役員及び理事会

第１節　役　員

（役員）

第２５条　当法人に、次の役員を置く。

⑴　理事　３名以上１０名以内

⑵　監事　１名以上２名以内

２　理事のうち１名を代表理事とする。

３　代表理事を理事長とする。

（役員の選任等）

第２６条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

４　理事のうち、理事のいずれか１名とその配偶者又は３親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

５　他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密

接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）

第２７条　理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

２　理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

３　代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行 の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２８条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２９条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事若しくは監事が欠けた場合又は第２５条第１項に定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第３０条　理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、議決に加わることができる評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

⑴　職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

⑵　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第３１条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額

を報酬等として支給することができる。

（責任の一部免除）

第３２条　当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号、以下「一般法人法」という。）第１９８条において準用する一般法人法第１１１条第１項の賠償責任について、理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第１９８条において準用する一般法人法第１１３条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

２　当法人は、一般法人法第１９８条において準用する同法第１１５条第１項の規定により、同法第１１１条の賠償責任について、理事（業務執行理事又は当該一般財団法人の使用人でない者に限る。）又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、金１０万円以上であらかじめ法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を、理事（業務執行理事又は当該一般財団法人の使用人でない者に限る。）又は監事と締結することができる。

第２節　理事会

（構成）

第３３条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第３４条　理事会は、次の職務を行う。

⑴　業務執行の決定

⑵　理事の職務の執行の監督

⑶　代表理事の選定及び解職

（招集）

第３５条　理事会は、代表理事が招集する。

２　代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（招集の通知）

第３６条　理事長は、理事会の開催日の５日前までに、理事に対し、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

２　理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、各理事の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

３　前項の規定にかかわらず、理事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

（決議）

第３７条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　理事会の決議は、代理人による議決権の行使及び書面による議決権の行使を認めない。ただし、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）を使った議決権の行使は、有効とする。

（決議の省略）

第３８条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

２　理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提 案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日その他法務省令で定める事項を議事録に 記載又は記録しなければならない。

（報告の省略）

第３９条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

（議事録）

第４０条　理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

２　出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

（理事会規則）

第４１条　理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第５章　定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第４２条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

２　前項の規定は、この定款の第３条及び第４条並びに第１２条についても

適用する。

（解散）

第４３条　当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第４４条　当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（公告の方法）

第４５条　当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第６章　附　則

（設立時の評議員）

第４６条　当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員　古河宙　　高橋文義　平尾恒明
保積良介　谷中靖久　吉澤拓哉

（設立時の役員）

第４７条　当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事　　東信吾　保手浜洋介　山田安廣
飯田祐子　井戸上敦　上西藍実
設立時代表理事　東信吾
設立時監事　　上野精一　池内宏征

（最初の事業年度）

第４８条　当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和９年３月３１日までとする。

（設立者の名称及び住所）

第４９条　設立者の名称及び住所は、次のとおりである。

住　所　埼玉県川口市坂下町１－８－１６
設立者　アイジスファミリーオフィス株式会社
代表取締役　　保手浜洋介

（法令の準拠）

第５０条　この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人アイジスレガシー財団を設立するため、設立者 アイジスファミリーオフィス株式会社 の定款作成代理人である司法書士 佐久間寛は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和８年３月２３日

設立者　アイジスファミリーオフィス株式会社

代表取締役　　保手浜洋介

上記設立者の定款作成代理人

東京都中央区京橋一丁目６番１４号

司法書士　佐久間　寛